

2017年度
関西学院大学ロースクール
A日程

一般入試（法学未修者）

論 文 問 題

《10:00～11:20》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【論 文 問 題】

次の問題文を読んで、以下の各設問に対してそれぞれ指定された文字数で答えなさい。

設問 1 : この文章では「一般意志」とはどのようなものであると言っているか。

「人民主権」「熟議的理性」の言葉を使って問題文の内容に則して、約 200 字で要約しなさい。

設問 2 : 「イギリス人民は自由だと思っているが、それは大きな間違いである。自由なのは議員を選挙する間だけのことで、議員が選ばれるやいなや、イギリス人民は奴隷となり、無に帰してしまう。」(問題文 6 頁下線部)とルソーは非難するが、これは具体的にどういうことか。「オストロゴルスキーのパラドックス」を参照しながら約 300 字で論じなさい。

設問 3 : 「多数決で決めたから民主的である」という考え方に賛成するか、反対かの立場を明らかにしたうえで、その理由を 300 字以内で述べなさい。

以 上

問題文

人民主権論を打ち立てたジャン＝ジャック・ルソーはフランス革命の思想的な象徴であり、政治思想に関するもののみならず、小説や自伝などさまざまなジャンルの著作で知られている。これから触れるのは『社会契約論』、人民主権の原理を突き詰めて追究した彼の主著の一つである。^{アンシャン・レジーム}旧体制下の^{一七六二年}一七六二年に出版されたが主に宗教上の考えが理由で発禁となり、革命後の動乱期においては聖典のように扱われた。日本では明治期中江兆民が部分訳を『民約論』として公刊し、自由民権運動の時代精神をかたどった。

『社会契約論』はルソーが圧巻の筆力で、入り組んだ論理を疾走しながら次々と概念を生成していく、難解だが明晰な書物である。要約にはまったく向いていない。ここでは本書と直接の関係が深い内容に焦点を絞り、補助的な説明を加えつつ、骨子を説明していく。

ルソーは一七五五年の前著『人間不平等起源論』で、社会で不平等が拡大するなかで人間同士が疎外していくプロセスを描いた。そこには支配する者と、支配されるものが現れ、支配する者のなかには高慢と虚栄がはびこり、支配される者のなかには卑屈と追従が生まれる。

究極的にはそれは、少数の富者に政治的権力が集中し、多数の弱者が奴隷のようになる状態へと行きつく。そこでは支配する少数の富者さえも、高慢と虚栄に捕らえられた欲望の奴隷である。富者が奴隷とは何だと思えるかもしれないが、立派な衣装を着た操り人形が、欲望という名のご主人様に操られているイメージである。悲惨と悪徳に満ちた状態。『人間不平等起源論』はネガティブな著作だといってよい。

ではそのプロセスから抜け出すことは人間に可能か。『社会契約論』はその可能性を探る、よりポジティブな著作だといえる。しかし楽観的とはいえない。むしろルソーが探るのは一筋の光明である。自由な社会の設立はいかにして可能で、その運営はどのような原理に基づかねばならないのか。

ここでいう自由は奴隷の反意語と考えてよい。そして奴隷はルソーがよく引き合いに出す語である。「奴隷は鉄鎖のなかですべてを失ってしまう。そこから逃れたいという意欲までも」というフレーズは特によく知られている。圧政に隷従し、卑屈と追従を続けるうちに、奴隷はその状態に飼い馴らされてしまうというわけだ。

奴隷状態は正当化できない。奴隷がその状態に飼い馴らされているのなら、それは最初の暴力に負けたことに起因しており、奴隷として服従する義務を引き受けたからではない。そして、もし飼い馴らされていないなら、いまの暴力にやむなく従っているだけだ。暴力に支配されることと、義務を遂行することは、まったく別種の行為である。奴隷状態は権利や義務でなく、暴力が生み出したものに過ぎない。

どうすれば正当な、人間が奴隷にならない、自由にいられる社会を築けるのだろうか。

そのための手段が、互いを対等の立場として受け入れ合う社会契約である。それは何か。

ルソーの構想する社会契約において、人々は一つの分割不能な共同体へと結合し、また彼らはすべての権利を共同体に渡して一つに束ねる。これが契約行為である。

各人が契約する相手は、神様でも王様でも他人でもなくて「自分たち」、つまり自分を含む契約当事者たちが構成する共同体である。この共同体を人民という。また、束ねた権利のことを主権という。人民に主権は属するので、これを人民主権という。人間は多様だが、彼らが行う契約行為は完全に等しいゆえ、社会契約は人々のあいだで完全に対等である。ではこの共同体はいかにして運営されるのか。キーワードは一般意志である。

ルソーの議論において、人民は一般意志の指揮のもとに置かれるとされる。だがこれは誰かや何かの管理下に置かれるわけではない。

人民とは構成員たちからなる一個の分割不能な共同体であり、一人ひとりの構成員ではない。そして一般意志とは、個々の人間が自らの特殊性をいったん離れて意志を一般化したものだ。意志を一般化するとは、自己利益の追求に何が必要かをひとまず脇に置いて、自分を含む多様な人間がともに必要とするものは何かを探ろうとすることである。

それゆえ一般意志は人々を対等に扱い、人間に共通の必要を尊重し、平等性を志向する傾向を持つ。個人が特殊的な「私」の次元から一般的な「公」の次元へと思考を移すという、熟議的理性の行使——それを意志の一般化と呼ぼう——を通じて自分たちで共同体を運営するのが、人民が一般意志の指揮のもとに置かれるということだ。

これを特に難しく捉える必要はない。自治には公私の区別が必要だということを、純化して表現したものだからだ。要するに、私的領域では自分のことだけを考えるのが許容されても、公的領域ではそうではないということだ。公私の領域に区別がないと、往々にして「公」の名のもとに「私」が踏みじられる。だからそれはあったほうがよい。

「熟議的理性」という言葉に一点注意しておく。英語だと熟議はdeliberation(仏語だとdélibration)だが、この語は熟慮をも意味する。だから英語のdeliberationを和訳するときには、熟議なのか熟慮なのか、日本語の選定に注意せねばならない。熟議だと複数の人が会話しないとできないが、熟慮だと一人で黙ってできるので、日本語の印象はかなり異なる。では熟議と熟慮を使い分けずに内包するdeliberationの本質は何かというと、思索を通じて考えを形成したり変えたりすること、その行為の前後における変化である。

熟議的理性を行使するとは、理性に尋ねて考えを形成したり変えたりすることだ。そのような行為をわざわざするのが、私から公の次元へ思考を移すということである。なぜそのようなことをせねばならないのか。それは人間が多様だからだ。

人間が一様ならば自分も他人も同じようなものなので、わざわざ熟議的理性を行使して、意志を一般化してまで、ともに必要とする社会基盤が何かを探る必要性は乏しい。自分がいて、他者がいて、それぞれ異なるから、各自がそのような面倒な行為をする必要がある

のだ。それは自分を離れるというよりは、自分のなかに深く潜り、他者と人間としての共通点を見付け、それを尊重しようとする営みである。

理性が情動より高貴だとか上位だとか言っているわけではない。理性も公的領域もそこまでの高みを欲してはいない。単に公的領域においては理性の行使が要請されるのだ。意志を一般化するとはその要請を引き受けること、そのような主体としての自分を選び取ることだ。だからこの作業は言うなればアイデンティティの選択であり、自分を放棄するわけでも離脱するわけでもない。

しばしばなされる誤解だが、一般意志を全体主義的に捉えるのは大きな誤りである。むしろそれは多様な人間が共存する基盤、自由社会の枠組みを志向するものだからだ。一般意志は差別や偏見を許容しない。社会契約はその成り立ちから、法のもとでの平等や一人一票の原則を含む、構成員間の政治的平等を重視する。これは政治的権力や政治的権威に構成員間で大きな偏りがある、全体主義的体制ではありえないことだ。

人々は社会契約により、所有権の保護や人格の尊重、そして自由の創設などを獲得する。これは「互いの認め合い」であり、それにより人々の暮らしは以前よりよきものとなる。そのために契約しようとする人間の心理の基盤は何かというと、利己心である。だが利己心といっても一通りではない。節度のあるなしで利己心の現れ方は大きく異なってくる。

社会契約をなすためには、自分のみならず他者をも尊重するという節度の心理が不可欠である。それは利他心というより、節度のある^{アムール・プロプル}利己心である。「自分だけを尊重しろ」や「自分だけは優遇しろ」という節度なき利己心が暴れると、契約には至れない。

ではこの節度ある利己心の、根っこの感情とはどのようなものか。それは「他者との関わりのなかで、自分は軽く扱われたくない」という尊厳の感情である。この感情が暴走しないで「他者が自分を尊重するなら、自分も同様に他者を尊重しよう」という抑制の効いた心理が生まれたとき、社会契約は可能となる。

社会契約において人々は、皆が持つ権利を一つに束ねあげる。そうしてできた強大な権利を主権と呼ぶのであった。では主権は何をするのか。

主権の役割は、一般意志に基づき、共同体内での取り決めを定めることである。これはつまり自分たちを治める規則、法を定めるということだ。すなわち主権とは立法権である。そうして生まれた法が治める社会で、共同体の構成員たちは生きることになる。法は一般意志の具体化であり、一般意志の性質上、それは構成員の全員から由来し、全員に等しく適用される。

では一般意志はどこにあるのか。まずは確認だが、ルソーの議論において「人民」とは社会契約により生まれた一個の分割不能な共同体を指すのであった。つまり人民とは、生き物である人間ではなく、概念として作られた集合体だ。よって、それ自体で精神、意志を持つ主体ではない。「人民が一般意志を持つ」といった言い方は厳密には正しくない。

一般意志はあくまで個々の人間が、自らの精神のなかに見付けていくものだ。法の制定とはそのような行為であり、ある法案が一般意志に適うか否かを調べるためには、構成員全員が参加する集会で、各自が辿り着いた判断を投票で表明して、多数決で判定する。

もう少し詳しく述べよう。投票に際して個々の構成員は、法案が一般意志に適うか否かへの自らの判断を、熟議的理性を行使したうえで表明する。そうした多数決により法案の一般意志への適否を判定するわけだ。よって自分の判断と多数決の結果が異なっているとしても、それは自分の判断が間違っていたということになる。自分の意に沿わない結果が出たということではない。自分は一般意志の判断を見付け損ねていたのだ。

よってそうして定められた法に従うことは、多数派の意志に服従することではない。それは多数派が見付けた一般意志の判断に従うことなのだ。そして一般意志は自らの意志であるゆえ、それが定める法に従うことは、自ら定めた法に従うことを意味する。

(中略)

いまの議論は、いかなる条件のもとで、少数派が多数派の投票結果に従うのが正当なのかを明らかにしている。まずそれは、人々が熟議的理性を働かせた投票でなければならない。そしてそのためには、投票の対象は、そのような熟議的理性の行使が可能となるものでなければならない。人々の利害対立が鋭く意志が一般化できない対象は、そもそも投票の対象にはならない。典型的には自由や権利の侵害に関する事柄、例えば少数民族の排除や性的少数派の抑圧を、投票で決めることはできない。

では多数決によるそうした侵害の可能性をどうやって抑え込むのか。万全の策があるわけではないが、めぼしいものを三つ挙げておこう。

一つ目は、多数決より上位の審級を、防波堤として事前に立てておくことだ。例えば、多数派が少数派を抑圧する法律ができないよう、上位の憲法がそれを禁止するというのが、立憲主義のやり方である。例えば日本だと、最高裁判所は、法律や条例などが憲法に違反している場合は無効とする、違憲立法審査権を有している。この仕組みが機能するためには、憲法が単なる多数決で簡単に改正できるものであってはならない(中略)。立憲主義は、民主主義の名のもとに非民主的なことがなされないよう歯止めをかけるものであり、民主制を適切に働かせる機能を持つ。

二つ目は、複数の機関での多数決にかけることだ。例えば、立法府を衆議院と参議院の二院に分け、両院の多数決をともにパスしないと法律を制定できないようにする。衆参で多数派が異なる「ねじれ国会」は、この制度が機能した結果起こる現象である。

三つ目は、多数決で物事を決めるハードルを過半数より高くすることだ。一番高いハードルは100%、満場一致である。それは極端だと思われるかもしれないが、そもそも民主主義は多数派のためのものではなく、万人のためのものだ。満場一致のよいところは、法案の提案者が、皆が同意できるような法案を探し出さねばならないところである。ただの多

数決だと、過半数の支持さえ得られれば法案が通るので、提案者は少数派に配慮する必要が乏しいし、またそこへ意識を向ける誘因が働きにくい。ハードルを過半数より高くすると、提案者がより広い層を配慮するようになる、というのは意外と見過ごされがちな重要ポイントである。

(中略)

法案を通すのにいちいち共同体の構成員を全員集めて人民集会を開くわけにはいかない。そのような意志決定を行うには人々は忙しすぎるし、あまりに手間がかかる。よって直接民主制ではなく、選挙で国会議員を代表として選び、代わりに立法してもらおう——これは代表民主制それ独自の意義を考慮しない単純な見方ではあるが——というのが代表民主制である。

対比すると、直接民主制が「自分たちのことを自分たちで決める」仕組みで、代表民主制は「自分たちのことを決める人を自分たちで決める」仕組みである。今後、直接民主制を直接制、代表民主制を代表制と略記する。

ルソーが代表制下のイギリスの国会議員選挙について非難した、『社会契約論』の次の箇所を見てみよう。

人民が自ら承認したのでない法はすべて無効であり、断じて法ではない。イギリス人民は自由だと思っているが、それは大きな間違いである。自由なのは議員を選挙する間だけのことで、議員が選ばれるやいなや、イギリス人民は奴隷となり、無に帰してしまう。

(ルソー『社会契約論』第三編一五章)

この非難をどう読むか。まず、これは厳しい非難というよりは、議員はよい公約を選挙期間中に掲げていても当選後は守らず勝手に振る舞うといった、単なる皮肉のようにも読める。論者によっては、ルソーは直接制の強い支持者だがその実施は難しいので実際には代表制を認めている、という者もいる。実際、『社会契約論』ののちにルソーが書いた提言的な論考「コルシカ憲法草案」や「ポーランド統治論」では、立法の仕組みに代表制を採り入れている。

しかしながら、やはり原理的には代表制による立法は正統ではない。民主主義社会の範型を『社会契約論』に求めるならば代表制は否定せざるをえない。近年、キングス・カレッジ・ロンドンの政治学者ロビン・ダグラスは、これについて説得的な議論を展開した。彼によれば、ルソーの社会契約が代表制と矛盾することの二大根拠は、一般意志と人民の性質、および道徳的自由の重要性にある。

既述のようにルソーのいう人民とは一個の分割不能な共同体である。一般意志がそれを

指揮するが、それはあくまで一人ひとりの人間の精神的な意志である以上、引き剥がして誰かに譲り渡しようがない。あくまで一般意志は精神的なものだからだ。ましてやそれを、分割不能な共同体のどこか一部分にだけ与えるなど不可能である。なんせ部分に分割できないのだから。

さらには代表制によって一部の者が立法権を占有すると、他の者は自ら定めた法に従う自由である道徳的自由を失うことになる。他者が定めた法に従うことになるからだ。代表制のもとで代表たちは道徳的自由を得る一方で、他の者はそれを失う。この、代表制のもとでの道徳的不平等は、社会契約の根本的特徴である対等性に違反する。

すなわちルソーがイギリスの国会議員選挙に対して述べたことは皮肉ではなく、彼が打ち立てた人民主権の原則と矛盾するという論理上の指摘にほかならない。

代表制は人民主権の観点からは正統化しえない。では正統性はさておき、何か別の理由で代表制を採用するとして、それは機能的に直接制とどれほど近いのだろうか。結論からいうと両制度のあいだにはときに想像を絶する隔たりがある。それを端的に示すひとつの例を挙げよう。

いま代表制のもとで1人の政治家を選出する選挙を考える。政党は二つ、XとYだ。選挙の争点は三つ「財政」「外交」「環境」である。有権者は5人おり、彼らを有権者1から有権者5で表す。有権者1は、財政は政党X、外交は政党X、環境は政党Yの政策を支持している。彼はそれら三つの争点を等しく重要と考えており、総合的には政党Xを支持する。同様に、他の有権者については図表3-3の通りとする。

ここで政党Xと政党Y(の候補者)への選挙を行うと、政党Xが勝つ。しかしここでもし争点ごとに直接選挙をしていたらどうなったであろうか。図表3-3を見てみると、財政も外交も環境も、すべての争点で政党Yが勝つ。つまり代表制と直接制では選び取る結果が完全に異なるわけだ。

有権者	財政	外交	環境	支持政党
1	X	X	Y	X
2	X	Y	X	X
3	Y	X	X	X
4	Y	Y	Y	Y
5	Y	Y	Y	Y
多数決の結果	Y	Y	Y	X

図表 3-3

これはあくまで一つの例だが、代表制が直接制の代替物でないことを端的に示している。

このように代表制と直接制が正反対の結果を生み出しうることを、オストロゴルスキーのパラドックスという。名を冠されたモイセイ・オストロゴルスキーは一九世紀から二〇世紀をまたいで活躍した、ロシア帝国で国会議員を務めた政治学者である。彼は民主制のもとで政党が果たす役割に否定的な論客であった。このパラドックスは、オストロゴルスキー

キーが没してから半世紀以上を経て、一九七六年に政治学者ダグラス・ラエとハンス・ダウトが発表したもので、彼に敬意を表してその名を付けた。

ルソーは民主的な社会の一つの範型とその原理を執拗なほど丁寧に描き出した。ではそれと異なる社会、例えば国民が直接立法するルートが皆無で、政治家の世襲が多く、巨大企業が政治に大きな影響力を持つ社会の政治体制は、いったい何なのだろうか。二〇世紀を代表する政治学者のひとりロバート・ダールは、現実の比較的民主化された体制をポリアーキーと呼び、それを理念としての民主主義と区別した。私たちが「民主的」だと思っている社会は実際にはどの程度、どのような意味で民主的なのだろうか。

ルソーが奴隷呼ばわりするのは選挙期間外のイギリス人だけではない。他人事のつもりで「奴隷」の語を眺めていた『社会契約論』の読者は、あるときその語が、自分のことを指しているのだと感じてしまう。現行の社会制度に飼い馴らされきったお前は、その依存状態において奴隷そのものだというわけだ。

『社会契約論』が指し示す範型は、北へ歩く旅行者にとっての北極星のようなものだ。いつまでもそこには辿り着けない北上の指針である。そしてルソーが描いた範型と現行社会との差異は、現行社会の諸問題を人民主権の角度から浮き彫りにして、ときに私たちを当惑させる。（以下略）

坂井豊貴『多数決を疑う 社会的選択理論とは何か』（岩波書店、2015年）より抜粋。
なお、本文中の小見出しは省略し、ゴシック体は明朝体とした。

「出題趣旨」

出題は、慶応大学経済学部教授の坂井 豊貴『多数決を疑う—社会的選択理論とは何か』(岩波新書)から。本書は、単純な多数決の問題点を指摘し、その代替案、さらには多数決に依拠している現在の政治のこれからのあり方を問うものである。取り上げたのは第 3 章の「正しい判断は可能か」。ここで筆者は、フランス革命の思想的な象徴であり「社会契約論」を著して人民主権の原理を突き詰めたジャン・ジャック・ルソー (1712—1778) を取り上げながら多数決の限界に挑んでいる。

「問題 1 の出題趣旨」

ルソーの考える独特な「一般意志」について内容を理解したうえで、短い文章でまとめることができるかを問うものである。解答には、「一般意志」の説明を「人民主権」や「熟議的理性」の言葉を理解したうえでそれらを使って定義づけることが求められる。

「解説・講評」

本問では求められた説明を、解答のために限られた時間と文字数の中でいかに要領よくポイントを押さえながらまとめ上げることができるかが問われている。このような説明的要約は、問題文における該当箇所をそのまま引き写すのではないことに留意すべきである。

この要約では、「共同体」→「人民」→「主権」→「人民主権」→「一般意志」→「私の次元から一般的な公の次元へと思考を移す」→「熟議的理性の行使」→「意志の一般化」→「自分たちで共同体を運営」→「人民が一般意志の指揮のもとに置かれるということ」という流れで構成することができる。本問では「人民主権」について、「一般意志」との関係を示すことが必要であるが、その指し示す意味について全く触れないで、むりやり当該言葉だけを要約の文章の中に組み込む答案が見られた。また、権利を束ねて共同体に委ねるという思考への言及や、討議を通じて一般意志を形成したり、変えたりすることの大事さの理解が求められた。

「解答例」

互いを対等の立場として受け入れ合う社会契約は共同体に発展し、この共同体が人民である。束ねた権利が主権であり、人民に主権が属するので人民主権という。一般意志とは個々の人間が自らの利害を離れて意志を一般化したもので、多様な人間からなる共同体が人民主権を行使するうえで必要とするものである。そのため一般意志は人々を対等に扱い、人間に共通な必要性を尊重する。一般意志を見出すことは、個人が私の次元から一般的な公の次元へと思考を移す熟議的理性の行使によって可能である。(229 字)

「問題 2 の出題趣旨」

法案を通すのにいちいち共同体の構成員を全員集めて人民集会を開くわけにはいかない。そのかわり選挙で国会議員を代表として選び、代わりに立法してもらい、ということがごく当たり前に直接民主制に代わるものとして位置づけられている。つまり、直接民主制が「自分たちのことを自分たちで決める」仕組み、なのに対し、代表制は「自分たちのこと

を決める人を自分たちで決める」仕組みである。しかし、筆者はそこに「オストロゴルスキーのパラドックス」を引用して「多数決を疑う」。特に、国民が直接立法するルートが皆無で、政治家の世襲が多く、巨大な企業が政治に大きな影響力を持つ社会政治体制の中で、少数者はただ多数派に支配されてしまうことになる。究極的にはそれは少数の富者に政治的権力が集中し、多数の弱者が奴隷のような状態へと行きつくこととなる。その点の理解を求めるものである。

「解説・講評」

本問では、ルソーの理想と矛盾する代表制の限界について指摘する必要がある。問題では「具体的にどういうことか」とあるので、ルソーの言うイギリス人民が「自由」から「奴隷」となり、「無に帰してしまう」ことを示す具体的な「オストロゴルスキーのパラドックス」の例に言及する必要がある。しかし一方でこのパラドックスの例をただらと、問題文から引き写すことはこのような文字制限のある場合には有効ではない。実際の例証を要約的に示す能力が試されている。その構成では、「自由」に代議員を選ぶ選挙期間中まではイギリス人民に自由があるということを述べ、「奴隷となり、無に帰す」という点については、代表制によって一部の者が立法権を占有すると、他の者は自ら定めた法に従う自由である道徳的自由を失い多数派の意志に服従することになる、ことを述べ、現実にも、「オストロゴルスキーのパラドックス」として、代表制の下で政治家を選挙する場合に同等に重要な政策争点が複数あるとき、争点ごとに政治家を決める直接制と、総合的に好ましい人に投票する代表制では結果が異なるという点を述べてほしい。

「解答例」

人民主権のもとでは、法案が一般意志に適うか否かの判断は熟議的理性を行使して行われる。そうして定められた法に従うことは、多数派の意志に服従することではなく、多数派が見付けた一般意志の判断に従うことであつたはずである。ところが、代表制の下で政治家を選挙する場合に同等に重要な争点が複数あるとき、争点ごとに政治家を決める直接制と、総合的に好ましい人に投票する代表制では結果が異なる。これを「オストロゴルスキーのパラドックス」という。代表制によって一部の者が立法権を占有すると、他の者は自ら定めた法に従う自由である道徳的自由を失う。他者が定めた法に従うことになるからだ。また人民という不可分の集団の主権を、部分的な代表に委任することは自己矛盾である。(328字)

「問題3の出題趣旨」

自分たちのことを決めるには、異なる多数の意志をひとつに集約しなければならない。「全員一致」が望ましいが、これに代わるものとして「多数決」という方法がある。しかし多数決は人々の意志を適切に集約できるのだろうかという疑問が残る。この疑問に対する立場とその根拠づけを求めるものである。

「解説・講評」

冒頭から問題文をそのまま引用して、「多数決で決めたから民主的であるという考え方に私は賛成である（あるいは、反対である）」と書き出すのは制限ある文字数から言って無駄である。また、「その理由は以下のとおりである」も不要である。「私は(考え方に)反対である(あるいは、賛成である)」と述べて、直ちにその理由を述べるのが求められる。なお、賛成か、反対かと聞いているので、「半分賛成、半分反対」との立場をとるということはありえない。しかしどうしても決められないのであれば、賛成か反対の自説をいったん決めてその根拠を述べ、併せて反対説に反論しておくというのも一つの方法であるし、条件を明確にしたうえで条件付賛成というような立場もないわけではない。

この問題の解答では、「民主的」という言葉を明確にしておく必要がある。つまり、「何をもって民主的というのか」という点について言及しておくことが必要となるが、そういう答えは多くなかった。本問では、多数決で決めるということと、いかに少数の意見を尊重して最大利益ないし問題1でも出てきた一般意志をくみ取るということという点について、本文を踏まえながら論じることが求められている。なお、代表制と多数決とを同一であるかのように措定して論じている答案も少なからずあった。本問は、問題2とは異なり、代表制という政治制度を問題にしているのではなく、多数決そのものを問題にしていることに注意してほしい。

「反対論解答例」

反対である。多数決が民主的であるためには、決定が出されるまでに時間をかけて賛否両論について熟議し、全体の最大利益ないし一般意志を追及することでほぼ全員一致に近い形での合意がなされる必要がある。しかし多数決では、なお議論を必要とする論点や疑問点があっても、それらを見捨て強引に決定することができる。したがって多数決が過半数を得られれば他少数派の主張を考慮せず、一般意志を見出すことも放棄して好きなように決定できるのであれば民主的とは言えない。(221字)

「賛成論解答例」

賛成である。代表制選挙によって多数派を占めたのは、多数派が選挙によって支持されたということであり、多数派による多数決が信任されたことになる。代表制は、直接的参加制度に代わるものであり、長々とした議論を避け、時宜に適合した実効性のある迅速な決定を可能とするためには、究極的には多数決以外に選択肢はない。ただし、共同体に共通する利益を守るために、多数派をもってしても奪えない少数者の権利保護など、多数決の限界を踏まえることが重要である。(216字)